

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目次

### 告示

ページ

- 介護保険法による居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者の指定【保健福祉局地域支援部介護保険課】 2399
- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域支援部介護保険課】 2401

### 公告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 2402
- 大規模小売店舗立地法による意見の概要の縦覧【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 2405
- 公開抽選による保留地の売払い【建築都市局整備部区画整理課】 2406

北九州市告示第336号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項、第53条第1項及び第46条第1項の規定に基づき、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者及び居宅介護支援事業者を指定したので、法第78条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第131条の2、法第115条の10第1号及び施行規則第140条の23並びに法第85条第1号及び施行規則第133条の2の規定により次のように告示する。

平成24年9月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1021 83	ヘルパーステーション 蔵	北九州市門司区 新門司三丁目2 6番地	株式会社岩 井商店	平成24 年9月1 日
4070 7056 05	ヘルパーステーション 四方来	北九州市八幡西 区本城二丁目7 番13-101 号	合同会社四 方来	平成24 年9月1 日
4070 7056 13	ヘルパーステーション 桃園	北九州市八幡西 区清納二丁目1 0番32-20 2号	株式会社グ リーンハウ ス	平成24 年9月1 日

2 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 1021 91	ケアプランセンター 井の浦	北九州市門司区 大字恒見16番 地1	ジンフィー ルド有限会 社	平成24 年9月1 日

3 通所介護及び介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 4039 46	デイサービスセンター シュポール	北九州市小倉北 区真鶴一丁目4 番11号	医療法人大 郷内科クリ ニック	平成24 年9月1 日
4070 6014 81	デイサービス 桃園	北九州市八幡東 区桃園一丁目5 番1号	株式会社グ リーンハウ ス	平成24 年9月1 日

4 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5042 71	茶話本舗 サービス舞ヶ丘茶 屋	北九州市小倉南 区舞ヶ丘三丁目 8番32号	株式会社日 本介護福祉 グループ	平成24 年9月1 日
4070 5042 89	デイサービスお はな守恒	北九州市小倉南 区守恒五丁目7 番15号	株式会社○ h a n a	平成24 年9月1 日

5 介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 6014 73	アクティブ応援 館 かめSUN	北九州市八幡東 区西本町一丁目 12番1号	株式会社光 となごみ	平成24 年9月1 日

6 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4066 6903 40	訪問看護ステー ション桃園	北九州市八幡西 区清納二丁目1 0番32-20 2号	株式会社グ リーンハウ ス	平成24 年9月1 日

北九州市告示第337号

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第78条第2号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第131条の2並びに法第115条の10第2号及び施行規則第140条の23の規定により次のように告示する。

平成24年9月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070701232	アルテックス訪問介護ステーション	北九州市八幡西区松寿山三丁目5番4号	アルテックス株式会社	平成24年8月31日
4070703527	幸ヘルパーステーション	北九州市八幡西区楠橋東一丁目5番48号	有限会社幸	平成24年8月31日

2 通所介護及び介護予防通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070403490	デイサービスセンターゆーじんまなづる	北九州市小倉北区真鶴一丁目4番11号	有限会社ねむの郷	平成24年8月31日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070503778	茶話本舗デイサービス舞ヶ丘	北九州市小倉南区舞ヶ丘三丁目8番32号	茶話北九州株式会社	平成24年8月31日
4070504073	デイサービスおはな守恒	北九州市小倉南区守恒五丁目7番15号	一般社団法人家族会	平成24年8月31日

北九州市公告第626号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

平成24年9月10日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ダイキ黒崎店・デオデオ八幡黒崎店  
北九州市八幡西区東曲里町2番17号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
ダイキ株式会社  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
代表取締役 高橋 宰  
株式会社エディオン  
広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号  
代表取締役 久保允誉
- 3 変更した事項  
(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
ア 変更前  
ダイキ株式会社  
代表取締役 佐藤一郎  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
株式会社エディオン  
代表取締役 久保允誉  
東京都千代田区外神田一丁目9番14号  
イ 変更後  
ダイキ株式会社  
代表取締役 高橋 宰  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
株式会社エディオン

代表取締役 久保允誉

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

ダイキ株式会社

代表取締役 佐藤一郎

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

株式会社エディオン

代表取締役 久保允誉

東京都千代田区外神田一丁目9番14号

イ 変更後

ダイキ株式会社

代表取締役 高橋 宰

愛媛県松山市美沢一丁目9番1号

株式会社エディオン

代表取締役 久保允誉

広島県広島市中区紙屋町二丁目1番18号

4 変更の年月日

ダイキ株式会社について 平成24年4月1日

株式会社エディオンについて 平成23年6月29日

5 変更する理由

ダイキ株式会社について 代表者の交代のため

株式会社エディオンについて 本店移転のため

6 届出年月日

平成24年8月27日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

(2) 北九州市八幡西区筒井町15番1号

北九州市八幡西区役所総務企画課

8 縦覧期間

平成24年9月10日から平成25年1月9日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

## 9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成25年1月9日までに北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第627号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該意見の概要について縦覧に供する。

平成24年9月10日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ドラッグストアモリ陣原店

北九州市八幡西区陣原四丁目2番4 外

2 意見者

本人申出により公表しない。

3 提出された意見の概要

駐車場への出入口等交通に関する意見

（仮称）ドラッグストアモリ陣原店の届出では、出入口が2箇所となっているが、現場を見ると、東方向県道側にも開口部らしきものがある。こちら側が出入口として利用されると、自動車や歩行者にとって、非常に危険であると考えられるため、この場所に出入口を設置することは止めてほしい。

また、将来的にも出入口を設置することが無いよう周辺歩行者及び交通安全に配慮した計画としてほしい。

4 縦覧場所

（1） 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

（2） 北九州市八幡西区筒井町15番1号

北九州市八幡西区役所総務企画課

5 縦覧期間

平成24年9月10日から平成24年10月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

北九州市公告第628号

保留地を次のとおり公開抽選により売り払うので、公告する。

平成24年9月10日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 売り払う物件  
別表のとおり
- 2 公開抽選の申込書等の配布場所等
  - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市建築都市局整備部区画整理課  
電話 093-582-2469
  - (2) 期間 平成24年9月27日から同年10月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午前11時まで及び午後1時から午後3時までの間
- 3 公開抽選の申込書の受付場所等
  - (1) 場所 第2項第1号の場所と同じ
  - (2) 期間 第2項第2号の期間と同じ
  - (3) 方法 申込書の提出は、持参によるものとする。
- 4 公開抽選の場所等
  - (1) 場所 北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所本庁舎14階 141会議室
  - (2) 日時 平成24年10月30日（火）及び同月31日（水）の午前9時から、抽選対象保留地の保留地番号順に行う。
- 5 公開抽選に参加することができる者の資格
  - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号）第2条の規定を準用するものとする。
  - (2) 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
    - イ 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するもの（公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。）の用に供しようとする者
    - ウ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又

は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者

エ 法人でその役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

オ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者

カ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

ケ 前記アからクまでのいずれかに掲げる者の依頼を受けて公開抽選に参加しようとする者

## 6 土地利用の条件

公募分譲の手引きに示された土地利用の条件を遵守すること。

## 7 抽選申込金の納付、返還及び充当

### (1) 納付

抽選申込希望者は、申込みの際、抽選申込金として、10万円を市に納付しなければならない。

### (2) 返還

抽選申込金は、次に掲げる区分の定めるところにより返還する。ただし、当選者が契約を締結しないときは、抽選申込金は返還しない。

ア 抽選申込有資格決定者（イに掲げる者を除く。）

抽選の日から2週間以内

イ 当選者

契約を締結したとき。

ウ 抽選申込みについて不適格と決定された者

その決定後2週間以内

### (3) 充当

当選者の抽選申込金は、契約保証金に充当することができる。

## 8 契約の締結

当選者は公開抽選結果の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、北九州市（以下「市」という。）と保留地売買契約を締結しなければならない。

## 9 契約保証金の納付、返還及び充当

### (1) 納付

当選者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の5以上に相当する金額を市に納付しなければならない。

### (2) 返還

契約保証金は、売買代金完納後返還する。ただし、契約者が契約を履行しないときは、契約保証金は返還しない。

### (3) 充当

契約保証金は、売買代金に充当することができる。

## 10 公開抽選の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、抽選は、無効とする。

(1) この公告に示した公開抽選に参加することができる資格のない者が抽選に参加し、当選したとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、抽選に際し不正の行為があったとき。

## 11 公開抽選の中止

(1) 特別の事情がある場合は、抽選を中止し、延期し、又は取り消すことがある。

(2) 前号の場合において、抽選者及び抽選に加わろうとする者が、損失を受けても、市は、補償の責めを負わない。

## 12 先着順売払いについて

売払い物件について抽選申込希望者がいないときは、平成24年11月6日の午前9時から先着順に申請を受け付け、随意契約により売り払う。また当選者が契約を締結しないときは、改めて期日を定めた上、先着順に申請を受け付け、随意契約により売り払う。

## 13 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

### (2) 申込みの無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、申込みは無効とする。

ア 著しく信義に反する行為があった場合

イ 申込受付期間を過ぎて書類が提出された場合

ウ 書類に虚偽の記載があった場合

エ その他公募分譲の手引き等に違反すると認められた場合

(3) 詳細は、公募分譲の手引き等による。

(4) この公告に係る保留地の売払いを担当する部局の名称及び所在地等  
 北九州市建築都市局整備部区画整理課  
 北九州市小倉北区城内1番1号  
 電話 093-582-2469

別表

番号	保留地番号 (所在)	地積 (㎡)	価格 (円)
1	保留地第46-1号(八幡 西区大字本城6街区2)	326.41	14,198,835
2	保留地第46-2号(八幡 西区大字本城6街区3)	420.67	18,299,145
3	保留地第74号(若松区大 字塩屋87街区5)	261.19	13,163,976
4	保留地第76-1号(若松 区大字塩屋94街区3- 1)	265.18	11,588,366
5	保留地第76-2号(若松 区大字塩屋94街区3- 2)	265.16	11,587,492
6	保留地第76-3号(若松 区大字塩屋94街区3- 3)	265.17	12,728,160
7	保留地第76-4号(若松 区大字塩屋94街区3- 4)	272.96	13,102,080
8	保留地第77-1号(若松 区大字塩屋98街区1- 1)	271.79	12,393,624
9	保留地第77-2号(若松 区大字塩屋98街区1- 2)	224.50	9,810,650
10	保留地第77-3号(若松 区大字塩屋98街区1- 3)	231.70	10,125,290

1 1	保留地第 7 7 - 4 号 (若松区大字塩屋 9 8 街区 1 - 4)	2 7 9 . 0 0	1 3 , 3 9 2 , 0 0 0
1 2	保留地第 7 7 - 5 号 (若松区大字塩屋 9 8 街区 1 - 5)	2 7 5 . 0 0	1 3 , 2 0 0 , 0 0 0
1 3	保留地第 7 7 - 6 号 (若松区大字塩屋 9 8 街区 1 - 6)	3 0 7 . 2 1	1 5 , 0 5 3 , 2 9 0
1 4	保留地第 7 9 - 1 号 (若松区大字塩屋 1 0 2 街区 1)	2 3 1 . 5 0	1 0 , 6 7 2 , 1 5 0
1 5	保留地第 7 9 - 2 号 (若松区大字塩屋 1 0 2 街区 2)	3 3 9 . 2 9	1 2 , 8 5 9 , 0 9 1
1 6	保留地第 7 9 - 3 号 (若松区大字塩屋 1 0 2 街区 3)	3 1 2 . 5 3	1 2 , 5 9 4 , 9 5 9
1 7	保留地第 7 9 - 4 号 (若松区大字塩屋 1 0 2 街区 4)	2 2 0 . 5 0	1 0 , 8 9 2 , 7 0 0
1 8	保留地第 7 9 - 5 号 (若松区大字塩屋 1 0 2 街区 5)	2 1 7 . 4 0	1 0 , 1 3 0 , 8 4 0
1 9	保留地第 7 9 - 6 号 (若松区大字塩屋 1 0 2 街区 6)	2 2 4 . 5 0	1 0 , 7 7 6 , 0 0 0
2 0	保留地第 7 9 - 7 号 (若松区大字塩屋 1 0 2 街区 7)	2 2 9 . 4 0	1 1 , 3 3 2 , 3 6 0
2 1	保留地第 7 9 - 8 号 (若松区大字塩屋 1 0 2 街区 8)	2 3 1 . 6 0	1 0 , 2 3 6 , 7 2 0
2 2	保留地第 8 0 - 1 号 (若松区大字塩屋 1 0 3 街区 2 - 1)	2 3 5 . 9 7	1 0 , 3 1 1 , 8 8 9
2 3	保留地第 8 0 - 2 号 (若松区大字塩屋 1 0 3 街区 2 - 2)	2 4 2 . 3 5	1 0 , 5 9 0 , 6 9 5
2 4	保留地第 8 0 - 3 号 (若松区大字塩屋 1 0 3 街区 2 - 3)	2 5 9 . 8 9	1 1 , 9 8 0 , 9 2 9

25	保留地第143-1号(若松区大字小敷160街区1-1)	270.94	12, 571, 616
26	保留地第143-2号(若松区大字小敷160街区1-2)	253.03	12, 423, 773
27	保留地第144-1号(若松区大字小敷161街区2-1)	264.45	11, 688, 690
28	保留地第144-2号(若松区大字小敷161街区2-2)	264.41	11, 686, 922
29	保留地第145-1号(若松区大字小敷161街区7-1)	224.59	10, 825, 238
30	保留地第145-2号(若松区大字小敷161街区7-2)	224.20	10, 806, 440
31	保留地第145-3号(若松区大字小敷161街区7-3)	224.33	10, 812, 706
32	保留地第146-1号(若松区大字小敷162街区4-1)	238.64	10, 547, 888
33	保留地第146-2号(若松区大字小敷162街区4-2)	238.64	10, 547, 888
34	保留地第146-3号(若松区大字小敷162街区4-3)	238.64	10, 547, 888
35	保留地第146-4号(若松区大字小敷162街区4-4)	282.11	12, 582, 106
36	保留地第146-5号(若	240.21	11, 145, 744

	松区大字小敷 1 6 2 街区 4 - 5)		
3 7	保留地第 1 4 6 - 6 号 (若 松区大字小敷 1 6 2 街区 4 - 6)	2 4 7 . 6 0	1 1 , 9 3 4 , 3 2 0
3 8	保留地第 1 4 7 - 1 号 (若 松区大字小敷 1 6 3 街区 2 - 1)	2 6 4 . 7 5	1 1 , 7 0 1 , 9 5 0
3 9	保留地第 1 4 7 - 2 号 (若 松区大字小敷 1 6 3 街区 2 - 2)	2 6 4 . 8 6	1 2 , 7 6 6 , 2 5 2
4 0	保留地第 1 4 9 号 (若松区 大字小敷 1 6 6 街区 2)	2 7 9 . 5 6	1 2 , 3 5 6 , 5 5 2
4 1	保留地第 1 5 0 号 (若松区 大字小敷 1 6 7 街区 4)	2 5 0 . 1 8	1 1 , 0 5 7 , 9 5 6
4 2	保留地第 1 0 2 - 1 号 (若 松区大字小敷 1 7 8 街区 4 - 1)	8 0 4 . 1 5	4 6 , 2 3 8 , 6 2 5
4 3	保留地第 1 0 2 - 2 号 (若 松区大字小敷 1 7 8 街区 4 - 2)	8 3 9 . 6 3	4 8 , 7 8 2 , 5 0 3